

ラルフ・ダーレンドルフの自由について(一)

岡崎 強

一 はじめに

今回の中国で生じた民主化要求に対する結末は、色々な意味で考えさせることが多かった。現象面における悲惨は原理的な面での矛盾が数多く存在するからではないのか。

周知の如く、過去にもハンガリー動乱とか、チェコスロバキア並びにポーランドの民主化要求運動はあった。そしてそれらも悲惨な結果に終わっている。

言うなれば、それは古くて新しい問題といえるかもしれない。即ち、国家対個人の問題であり、換言すれば、権力対個人の問題であるといえる。一つの具体的な問題を提起してみよう。何故、私達には思想、言論、出版、結社、良心、等の自由が最大限度に認められないのか。即ち、国家・社会には何故、そう言った自由を制限、束縛できるだけの権原を持ちうるのか。

例えば、政治的な意味で考えてみると、J・S・ミルは『自由論』の

ラルフ・ダーレンドルフの自由について(一)

中で、「人類がその成員のいずれか一人の行動の自由に、個人的にせよ集团的にせよ、干渉することがむしろ正当な根拠をもつとされる唯一の目的は、自己防衛であると言うにある。また、文明社会のどの成員に対してにせよ、彼の意志に反して権力を行使しても正当とされるための唯一の目的は、他の成員に及ぶ害の防止にあると言うにある。」⁽¹⁾即ち、自己防衛並びに他人に対する危害の防止のためには、人の行動の自由は制限されることになる。

次に経済的な意味で考えれば、私達は毎日の生活を維持して行かねばならないし、それがあまりに格差のあるものであってはならないだろう。そして不慮の出来事から不幸な事態に陥った時でも安心して生活できるようなシステムを確立しておかなければならない。

このようなシステムを維持して行くには、人の自由はある程度制限されることになる。もし、これと類似した論理が国民大衆に受け入れられているとすれば、何故、国民の民主化要求に対して、軍事力をもって応えねばならないのか、いうなれば、その論理は既に現実には合わないもの

であり、powerをもってして、今の体制を固持しているものといわざるを得ない。「一党独裁」体制の維持・持続にはある程度の犠牲は止むを得ないということなのであろう。それが掛替えない人の生命であろうとも。

一般に、国家による自由の制限、束縛は共産主義体制のみに限定されるものではなく、全体主義国家といわれる体制にあって鮮明化される。それ故に、個人の自由を最優先に考える人にとって、それが制限、束縛されることは、個人の人格が無視されることに等しく、絶対に認められないことなのである。

さて、これまで自由については様々な定義がなされてきた。例えば、窮屈な状態から解放された時、全く自由な身になるように、「内部から」課される様々な束縛をも含めて、「外部から」課される多種多様な束縛から全く解放されている状態を自由であるという。また、自由とは能力もしくは力である、とする見解があり、これは何等かのものを達成することができるということを意味する。更に、自由とは理性による支配である、とする見解がある。これによると、束縛の単なる不在は、人間の自由の十分条件ではなく、従ってそれは、「自由」の十全な定義でもない。そこから、自由とは実現さるべきあるものである。人間の意志を支配しようとする非理性的要素の不法な野望を理性的能力によって挫くというそのことは、自己規律、つまり、理性に固有の權威の維持ということのなかで、現実のものとなる。即ち、衝動あるいは情念に溺れず、そ

れらを理性的能力によってコントロールする時に、人は自由であるという。この理性的自由から規律をさらに強調する理論が派生する。これは強制可能な理性的自由と呼ばれ、自由を促進するためには外的な強制力を行使し得るもので、人を自由であるべく強制してもよい、という見解である。

理性的自由の方は自己規律のなかに自由を見出すのに対して、強制可能な理性的自由の方は規律のなかに自由を見出す。そして更に、選択の領域あるいは選択の機会を拡大することが、自由の増大につながるという見解がある。

その他、自由については種々様々な意見が数多くみられるであろうが、個人の自己決定権の機会を増やすことこそ、正に自由の名に値するものといわれないだろうか、即ち、自己の裁量権、決定権を最大限度に尊重し、その拡大を自差すということは、お互いに相手の人格を尊重し、承認し合うことであり、お互いの人格の一層の成長・発展を望むものであるといえる。

さて、「一党独裁」下の共産主義体制にあって、上述の強制可能な理性的自由の考え方が支配的であるとした場合、自己決定権の機会を最大限度に尊重する立場からいえば、その体制の考え方には少なからず無理があるように思われる。しかし、人を「自由であるべく強制」してもよい、という場合の自由の中味については、検討に値するものもあろう。

一方、自己決定権の機会を最大限度に尊重する体制の側において、そ

の自由の行使は無制限であってよいものであるか。あるいは全く無目的なものであってよいものであろうか。

例えば、過去において、アダム・スミス、ジエレミー・ベンサム、ジョン・スチュアート・ミルには、社会全体の利益、幸福を想定した思想があった。即ち、自由の行使の背後には、自己を超越した社会全体の利益、幸福が常に考えられていたと言つてよい。

もし、誰もが自由の行使に當つて、あまりにもエゴイステックな態度をとるとすれば、まとまりのない社会が出現する可能性があり、また潤いのない人間社会が生ずる可能性もある。そして過去の歴史が教えるように、体制自体の首を絞めてしまう結果となるかもしれない。

それ故に、自由の行使に當つて、その自由の中に何を盛り込むべきかが重要なこととなつてこよう。自己決定権の機会をますます増やすことを望むとすれば、自由の袋の中に、何を注ぎ入れるべきなのであろうか。

二 ラルフ・ダーレンドルフの「自由と平等」について

ラルフ・ダーレンドルフは「自由と平等」という論文⁽²⁾の中で、自由についての二つの概念と自由と平等との両立について論じている。それを参考としながら、「一党独裁」下での自由のあり方について、また自由とは何かについて考へてみよう。

その中で述べられている自由についての二つの概念とは、次の如くである。一つは、恣意的な拘束の欠如からもたらされる自由は、自己充足

のためのチャンス、即ちその機会として理解される。これは自由の未決定的概念と呼ばれる。もう一つは、自由とは人々が実際に自己充足のための機会を利用する場合にかぎり、即ち、自己充足がはっきりと人々の行動の側面である場合にかぎり存在する。これは自由の確定的概念と呼ばれる。これらのことについて、ダーレンドルフは次のように述べている。「確定的意味においては、自由は人間存在のための装置ではなく、人間存在の様式である。すなわち、自由は特定の現実行動のなかにのみ存在する。未決定的意味での自由は、ラスキーの言葉である『人間がそれぞれ最善の自我となる機会をもっている』⁽³⁾ばあい、時と所を問わず存在しているのに対して、確定的意味での自由は、人々が実際にこの機会を利用するばあいかぎり存在するのである」。

人間存在が時間と空間の中で、充実した独自の展開を行なうとすれば、先ず、自己充足のためのチャンスを確保することが必要である。そして実際にそのチャンスを有効に活用するか否かで、人間存在のあり方そのものが違ったものとなる。チャンスが存在しているとしても、それが活用されないままであるとすれば、確定的意味での自由は存在しないことになる。

次に、ダーレンドルフは自由と平等とは両立しうるかということについて、次のように述べている。第一に、平等な市民権あるいは市民的地位の平等は自由のチャンスと両立するだけでなく、それはすべての人々の自由の可能性の一つの条件でもある、という。そしてここで述べら

れた平等の意味として、すべての人間は「人間として」、「人間としての尊厳において」、「神の子として」平等であると言う場合の平等を意味している。

これによって、自己充足のための機会は、少数者のための特権に代ってすべての人々に開かれた正当な要求となり、この種の平等なしには万人の自由など考えられない、とする。即ち、封建体制的な社会組織においては、あるいはまた、一部特権階級だけが権力を牛耳る社会組織においては、平等な市民権あるいは市民的地位の平等は、到底、望めない現実である。それ故、自己充足のための機会は少数者にとっては全面的に開かれているけれども、多数の市民にとっては限定された・閉じられたままのものとなろう。

このように、平等な市民権あるいは市民的地位の平等は、すべての人々の自由にとって、必要条件となるものである。

第二に、人間は肉体的性質において、また本能的性質において平等であり、更に人間は、かれらの意志が超越的な力に依存することがありうるということにおいて平等であり、また人間は生まれながらに、その序列の点で平等であり、自己充足への恣意的な制限の欠如という意味における自由の可能性への機会という点でも平等である。しかし、これに対して、人間はその存在様式の点で、即ち、才能や能力、欲求や表現手段、みずからもっているものの処分の仕方といった点で不平等なのである。これについても人間的事実として了解されるであろう。

これについてダーレンドルフは、市民的地位の平等が生み出すことのできるのは、未決定的自由のみであることを強調しておかなければならないとし、平等な市民権はその性質上、社会的分化の基礎となる。正確には、それが不平等を可能にするが故に重要なのである、⁽⁴⁾と⁽⁵⁾いっている。このことは他の著書でも強調されているもので、「平等というものは、人々が異なるよう存在しうるためにあるのであって、人々間の違いを否定し、一様にさせてしまうためにあるのではない、というのが、新しい自由」の意味するところなのです。⁽⁵⁾

価値観の一元化、社会的地位及び社会的性格の一元化というのは、平等を意味するものではなく、多様性の否定ということで、正に自由の敵となってしまう。それは本来の意味での平等と対立し、平準化、平均化に至るであろう。

この点について、ダーレンドルフは、社会成層は人間の自由にとって欠くことのできないものであり、社会が一元的になり、分化されなくなればなるほど、社会は市民の自由のチャンスをますます制限するようになる、といい、逆に、社会成層のシステムが多元的になり、分化されればされるほど、ますますそれは、市民の多様な個人的欲求や才能を正当に評価することができるようになる。そして、ひとたび、市民権の平等が確保されると、社会的地位の不平等が自由のチャンスに必要なものとなるのである、⁽⁶⁾と⁽⁷⁾いっている。

さて、「一党独裁」下にある共産主義社会にあって、「一党独裁」下で

の自由はその枠組みを越えることは許されないものであって、人々の価値観も一本の大きな綱に束ねられてしまう傾向をもつ。当然、社会の一元化、社会的分化の停滞が生じ、市民の自由のチャンスは制限される。共産圏諸国におけるいわゆる民主化要求運動は、枠組みに捉われずに市民の自由のチャンスを求める運動に他ならないものである。もしその枠組みがはずされるとすれば、政治、経済、文化、等のあらゆる領域において、これまでの価値観が崩壊し、社会成層のシステムが多元的になり、社会的分化が進み、社会体制それ自体変化するであろう。

従来、イギリス革命、フランス大革命においても、封建体制を打倒し、自由を追求した革命であったといえる。現在、同様に、「一党独裁」下にある共産主義社会の中で、自由を求める運動が、間歇的にしろ、生じてきている。この現象をどう理解すべきなのであろうか。

議会制民主主義に基づく国家にあっては、曲がりなりにも、社会体制の選択は国民の意思に基づいて決定される。個人の願望は適わぬ場合があるにしても、意思を主張し、貫き通すことはできる。

一方、「一党独裁」下の共産主義社会にあって、社会体制は歴史的に絶対的なものであり、また理想的なものであって、批判、修正、変更は許されないものとなる。では一体、誰がそれを決定したのであろうか。国民の多数か、それとも枠組みの維持・形成者であろうか。

私達は、現在、いかなる社会体制が優先されるべきかということより、人間にとって自然なそして人間性に合致した社会組織そのものを選択す

ればよいのであって、体制維持のために人間存在そのものを抹殺するのは本末転倒といわざるを得ない。

さて、ここで、ダーレンドルフの自由と平等に関する第二の見解をみてみよう。「人間は現にあるがままのものとして、すなわちかれに固有の人間性でもって、さらには人間社会に不可避な諸条件でもって、自己を実現することができるのである。しかし、すべての人々が自由のチャンスをもつためには、すべての人が自然的、社会的序列において平等でなければならない。平等が序列の平等を意味するばあいには、平等は、なんの留保もなく自由のチャンスと両立しうる。人間性に関しての序列の平等は、恒常的部分としてすべての歴史にそなわっていると仮定しなければならぬのに対して、社会に関しての序列の平等は、歴史的に達成されたものである。市民権があるために、社会的分化のヒエラルヒーのなかでもっとも不利な地位におかれている人でも、自由のチャンスを利用できるのである。しかし、このように市民的地位の平等は、すべての人々の自由にとっての必要条件であるとしても、それは十分条件ではない。こうした平等が存在しないところでは、すべての人々の自由は不可能である。ただ、それが存在するとしても、それは未決定的自由、すなわち人間の自己充足の可能性を生み出すにすぎない。確定的意味での自由、すなわち自己充足の現実化のためには、さらにいくつかの条件が満たされなければならない。

自由の概念は人間存在の様式に関係している。自由な人間は、外的な

目的や諸力の干渉を受けることなく、自分たちの存在の既定の事実によってきまる範囲内において、自由に自己充足を図ることのできる人間のことである。したがって、平等が人間存在の様式をさらに一樣なものにすることを目的としているかぎり、平等は自由と両立しない。この意味では、自由は社会的地位の平等および社会的性格の平等のどちらとも両立しないことがわかった。すなわち、自由の可能性のためには、不平等、制度の多元性、階層分化、多数の性格型が必要である。しかしふたたび、こういうばあいにも、未決定自由のみが可能なのである。地位の平準化や性格の一樣性は、いかなる意味においても、自由を不可能なものにしているけれども、多様性と不平等だけでは、それ自体で確定的自由を生みだすのに十分ではない。積極的な意味においても、消極的な意味においても、自己充足の現実化は平等の関数ではない。⁽⁶⁾

人間存在の様式を一樣にしてしまうような平等は、自由に自己充足を図って行こうとする人間存在とは決定的に対立するであろう。それ故に、この意味では平等は自由と両立しない。

さて、人間存在の様式を一樣にしようという意図は、一体何であろうか、あるいは、人間の多様性を恐れるのは何故であろうか。考えられることとして、一つには、人間存在に対する操作が容易であること、二つには、権力の維持がより強固にされること、三つには、人間性に対する安易な考え方が存在すること、等々のように思われる。

次に、自己充足のための機会がすべての人に開かれているとしても、

その機会を実際に利用し、有効に活用しない限り、ダーレンドルフのいう確定的自由は無きに等しいものとなってしまふ。自己充足の現実化を図るとは、人間に与えられた可能性を引き出して、人間が本来的な人間になるといふことである。本来的な人間になるとは、自己に与えられた生命を生き、その人しかねないような人間となり、またその人しかできないような生き方をする人のことである。当然、本来の人間の集まる社会においては、違いとか、差異が尊重される。そこにおいては、自由と平等とが両立しうるのである。

これについて、エーリッヒ・フロムも『自由からの逃走』の中で、人間の自主性、自立性を強調する形で、同じような見解を述べた。⁽⁷⁾

それによると、人間は自由の古い敵から自からを解放したが、異なった性質をもった新しい敵が擡頭してきたことにまったく気がついていない、といい、その新しい敵というのは、本質的には外的な束縛ではなく、パースナリティの自由を十分に実現することを妨げる、内面的な要素である、という。例えば、私達が自分で考えたり、話したりしていることの大部分が、他人のそれと違わないものであったり、また独創的に考える力を失ってしまっている。そのことは、私達が他人の期待に一致するように、深い注意を払っており、その期待にはずれることを非常に恐れているので、世論や常識の力はきわめて強力となるのである。いいかえると、私達は外にある力からますます自由になることに有頂天になり、内にある束縛や恐怖の事実を目をふさいでいる、という。しかもこの内

的束縛や強制や恐怖は、自由がその伝統的な敵に対して勝ちとった勝利の意味を、くつがえすものである。そして、「われわれは自由の問題はたんに量的なものではなく、質的なものであることを忘れてはいる。すなわち伝統的な自由を守り、増大させるばかりでなく、われわれみずから自我を実現させ、この自我と人生とを信ずることができるような、新しい自由を獲得しなければならないことを忘れてはいる。」⁽⁸⁾

このように、フロムの新しい自由の概念は、ダーレンドルフの自由の意味に類似している。

注

- (1) ジョン・スチュアート・ミル『自由論』（塩尻公明、木村健康訳、岩波書店、一九七一年）、二四頁。
- (2) ラルフ・ダーレンドルフ『価値と社会科学』（橋本和幸、鈴木正仁、平松瀧訳、ミネルヴァ書房、一九七六年）
「自由と平等―政治学の古典的テーマに関する―社会学者の考察―」は、この著書の第三章に収められている。
- (3) 同上、九九―一〇〇頁。
- (4) 同上、一一六頁。
- (5) ダーレンドルフ『ザ・ニューリパティイポスト「成長」の論理』（加藤秀治郎訳。創世記、一九七八年）、一〇六頁。
- (6) ダーレンドルフ『価値と社会科学』一四六―一四八頁。
- (7) エーリッヒ・フロム『自由からの逃走』（日高六郎訳、東京創元社、一九八一年）、二二―二三頁。
- (8) 同上、二二三頁。